

調査概要

【調査対象】 都内62区市町村

【調査期間】 令和6年9月13日～令和6年9月27日

【調査項目】 ①母子・父子自立支援員の配置状況
 ②相談支援の実施状況
 ③ひとり親家庭ホームヘルプサービス

④養育費確保支援の取組
 ⑤民法等の一部を改正する法律成立について
 ⑥ひとり親家庭支援について都への意見・要望等

主な課題や意見

事 項	課題・意見
相談支援	・相談支援を行う中での課題として最も多く挙げられたのは「障害や精神疾患がある方への対応」 ・ひとり親家庭への相談窓口となる部署と、関連する他部署との連携方法としては、「必要に応じて情報提供を行っている」が一番多く、「定期的に関係者会議を実施している」自治体は少ない
ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス	・事業を実施している自治体（45自治体）のうち、委託事業者が不足していると回答した自治体が半数以上 ・研修等により支援者の育成を行っている自治体は少ない
養育費 確保支援	・養育費確保支援を行う上での課題としては、「事業内容の周知」が最も多く、次に多いのが「職員の資質向上や専門相談員の確保」 ・その他、養育費確保支援事業補助金（都負担1/4）について、補助金適用事業の拡大及び負担率向上を要望する意見あり
民法改正	・民法等の一部を改正する法律が成立したことによる課題だと考えていることは、「制度の周知」が最も多く、次に多いのが「相談対応を行う職員の制度理解」 ・都への要望としては、「制度についての普及啓発」が最も多く、次に多いのが「母子・父子自立支援員等を対象にした研修の実施」 ・その他、「はあと」の無料相談回数を増やすなど、弁護士等専門相談機関の相談体制の充実を要望する意見あり